

2 経営の基本方針

(1) コミュニティ・プラント事業に求められる役割

コミュニティ・プラント事業に求められる役割は下記のようにまとめられます。

汚水の適切な処理（し尿、生活雑排水等の処理）を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること。

コミュニティ・プラント事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定により定められた計画に基づき、設置する関市コミュニティ・プラントの管理等を行う事業です。

対象は、千疋北 1 丁目 千疋北 2 丁目 大平台 千疋の一部（関市コミュニティ・プラント条例第 2 条）と定められており、平成 18 年より稼働し、令和 7 年で 19 年を迎えました。

今後、老朽化による施設・管路の更新時期の到来が予想されますが、経費回収率は、維持管理費の約半分以上を賄っているにすぎません。適切な維持管理を行いつつ、上記の役割を維持し続けることが求められています。

(2) 計画的かつ合理的な経営の推進

将来にわたり上記の役割を果たすために、下記の経営目標を掲げます。

① スtockマネジメントの考え方に基づいた管渠・施設の更新

管渠・施設の点検・調査を行い、法定耐用年数を超えている管渠・施設の中でも、改築・更新の必要性の高いものから優先的に投資を行います。

② 管渠・施設の更新需要に対応する財源の確保と経費回収率の改善

使用料、企業債、繰入金、国庫補助の財源の積算を適切に行い、必要性の高い投資を可能にするため検討します。また、経費回収率を改善するために、使用料の改定や経費の削減など経営改善に取り組みます。